



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | ステイトとネーション(3):近代国民国家と世界経済の政治経済学                                                   |
| Author(s)        | 佐々木, 隆生                                                                           |
| Citation         | 経済學研究, 48(3), 128-141                                                             |
| Issue Date       | 1999-01                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/32128">https://hdl.handle.net/2115/32128</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 48(3)_P128-141.pdf                                                                |



## ステイトとネーション (3)\*

### —近代国民国家と世界経済の政治経済学—

佐々木 隆 生

#### § 5. 政治社会としての市民社会の復権

##### 国家と社会の相対・分裂と政治社会の位置

「旧き市民社会」は、ステイトとしての国家という新しい政治的構築物と市場社会によって引き裂かれ解体されていった。その廃虚に、今や、国家と市場社会が、別個に、しかし向き合っており、つまり市場社会は自己完結しえない形で存在する。だが、これだけでは新しい社会の構図は完全なものとはならない。

「自己完結的存在としての社会という概念」が否定されたとしよう。だが、それだけでは、権力を集中・系列化した機構としての国家と市場社会のみからなる世界が存在するにすぎない。そこには、「旧き市民社会」が本質的に含んでいた「政治社会」が存在しないのである。

ウォリンは、前にもみたように、近代社会モデルが自己完結的であることに政治社会無視の

根源を見たのであったが<sup>1)</sup>、問題はもう少し先にあると言わねばならない。市場社会が完全でないとしても、国家が愚かな市場の失敗を技術的に補完しうるとするならば、国家と市場社会は、政治社会の助力なしに互いに補完しあって平穩に存在しうるからである。つまり、国家と社会の関係は、多分に技術的に考えられてかわらないことになる。ロック的な自己完結的社会モデルが否定されたとしても、国家と社会の関係がそのように理解される限りは「国家によって調整される社会」というモデルが存在しうることになる。有能な財政官僚、たとえば重農主義者によって指導される啓蒙君主制国家、市場の失敗だけを最小限調整するだけの国家、テクノクラシーによって支配されるソフトなファシズム社会、全能の指導者が社会の欠陥を矯正する全体主義的社会、そして「真理」を体現する「前衛党」によって指導されるスターリン型社会主義のモデルは、こうした構図を共有している。つまり、経済学的に言えば、右から左に至るほとんどすべてのモデルの上に政治社会無き社会、国家と経済社会だけが相対する世界を描きうることになる。

20世紀の経験と結びつくこれらのモデルは市場社会と産業社会の特性の側面から特徴づけられることが多い。ウォリンの言う自己完結的モデルに依存すれば市場社会の特性が問題となり、サン・シモニアンやマルクス主義からは産

#### \*本論文の目次

はじめに

#### 第Ⅰ部 リヴァイアサンと市民社会

##### § 1. 国民国家の脱神話化

##### § 2. 国家の歴史的母胎、あるいは旧き市民社会（以上、本誌第47巻第2号）

##### § 3. 国家と社会の分裂、あるいは国家の疎外

##### § 4. 市場社会としての市民社会と国家（以上、本誌第47巻第3号）

##### § 5. 政治社会としての市民社会の復権（本号）

##### § 6. 諸国家の体系と市民社会（以下、次号）

#### 第Ⅱ部 ジクラトの崩壊の後に

#### 第Ⅲ部 世界経済とステイト・システムの侵食

1) Wolin (1960), pp.312—314 (邦訳, pp.64—68).

業社会の組織性が強調されることになる。だが、このようなモデルの誕生が、国家と社会の分裂に本質的に根差していることを看過してはならない。そのことに洞察力を及ぼしたのは、トクヴィルであろう。彼によれば、重農主義者達は、市場における自由を重視したにもかかわらず、政治的自由の意義を看過し、むしろ、伝統からきりはなされた「国家」による指導に希望を見出したのであった<sup>2)</sup>。市場社会を支え、あるいはその問題を解決する機能からのみ国家を観察するとき容易に政治社会の意味が見失われるという問題は、既に誕生してきた国家、絶対王制国家とともに生じていたのである。

そのようなモデルの中では、「旧き市民社会」の本質をなした公的な政治社会は不要な談議サークルとなってしまう。果たして、政治社会はその存在理由を失うのであろうか、それとも国家と市場社会が相対する世界に独自の位置を確保しうるのであろうか。これが問題となる。

### 租税国家と政治社会

無論、公的で政治的な市民社会が消えて無くなることはなかった。国家も市場社会も政治社会としての市民社会に代替しえなかったのである。第1に、権力を集中・系列化したといっても国家は市場社会によって経済的に調達されなければならない、それは国家に対する市民社会の政治的同意をもって可能となった。このことを明確に示したのは、他ならぬ市民革命であった。

市民革命の経路は、先行したイングランドとフランスをとってもかなり異なったが、いずれも権力を集中した国家が租税国家として資源を調達する問題に基礎を置いていた。ばら戦争の後に成立したイングランド・チューダー朝の財政は、財政規模が増大したといっても大陸の諸国家に比して相対的に小さなものであった。何よりも常備陸軍をもたなかったし、また後に述

べるフランスとは異なって、国庫収入の基礎は、未だに王の経済高権に基礎を置く間接税に置かれていた。臨時税としての直接税も徴収はされていたが、チューダー期を通じて税率は低下していった。最も重要であったのは、既に述べたように、14世紀末以後議会の同意なしに王が課税をなしえなかったことである。それは、開封勅許状の形をとってなされる独占権の譲許にも及び、17世紀初頭にはエリザベスIにさえ議会は大きな制約を課したのであった。スチュアート・イングランドは、エリザベス朝に比して奢侈に傾斜し、1604年だけで47,000ポンドを宝石の購入に消費したと言われるが、それでも大陸諸国に比して財政規模が大きかったとは言えない。だが、スチュアート朝は財政窮迫に陥り、課税の試みを種々の形態で追及した。議会を通じないで、すなわち勅令によって関税率を引き上げ、内国消費税の導入を企て、ジェームズIはついに1610年に「大契約(Great Contract)」を議会に提議するに至る。王が封建的諸権利を放棄する代償として終身収入20万ポンドを要求したのである。ちなみに当時の王室の経常経費は約520,000ポンド余り、赤字は100,000ポンドに及んでいた。議会は無論これを拒否した。その後、チャールズIも内国消費税を設けようとしたが、「権利の請願」によって阻まれる。チャールズIがその結果試みたのは、忘れられた課税権の復活であった。製艦税あるいは船舶税(ship money)や専売権譲許などがそれである。ここに王と議会の課税権をめぐる闘争は緊張を高め、よく知られているこれらのエピソードの最後に、議会は、王がスコットランド反乱鎮圧のための課税を要求するために招集した際に、革命を生み出したのであった<sup>3)</sup>。

フランス革命もまた国家が社会から資源を調

3) チューダー末からスチュアート前期の租税制度については、石坂昭雄(1960), pp.167—173, 隅田哲司(1971)の第1章を参照されたい。

2) Tocqueville(1967), pp.254—263(邦訳, 336—345)。

達する問題に端を発して展開したものであった。ただし、それは、「旧き市民社会」としての政治社会がイングランドよりもはるかに後退してしまったステイトが直面しなければならない運命を、また17から18世紀にかけてのヨーロッパ「国家系」に絡むステイトが社会と否応無しに強い緊張関係をもたざるをえなかったことをよく示している。

新しい市民社会の芽が生産力の上昇とともに育まれていく過程に同時並行して生まれていった国家は、何よりも継続的な国家財政の膨張によってその存在を証明した。国家は「旧き市民社会」とは異なって、自由人の軍役奉仕をはじめとする人的奉仕によって、あるいは王の所領からの生産物によって維持されうるものではなかった。一方では、「旧き市民社会」と人的奉仕は同時に衰退してあてにならなくなり、公的なサービスの維持は貨幣なしには困難となっていた。他方では、王家の奢侈的消費や貴族の年金による扶養もさることながら、国家が創り出した軍隊と官職の維持などに過去とは比較にならない収入が必要となった。権力の集中・系列化は財政の膨張を伴ったのである。

財政膨張の基礎に、経済発展による余剰形成と国家に集中される租税制度があったことは疑いえない。だが、他方で、中世軍事革命と国家という巨大な政治単位同士の戦争が生み出す軍事費膨張があった。そもそも軍役奉仕義務を基礎にした「旧き市民社会」の軍事動員力はそう大きいものではなかった。イングランドに侵攻したウィリアム征服王の騎士団は5,000ないし6,000名にすぎず、総兵員あわせても15,000名以下であった。ついでに言えば、征服時の「旧き市民社会」の市民とは、自由鋤奉仕保有農(socage)を含めて、ほぼこれと同じ数であった。軍役奉仕義務が納税に代わっても動員力に大きな変化は生じない。1346年エドワードⅢのイングランド軍とフランス軍が衝突したクレシーでの戦闘は当時の決戦では大規模なものに属するが、派遣された32,000ほどのイングランド

軍の内、野戦軍は15,000名、その10年後のボアチエでの戦闘にエドワード黒太子が伴った兵力は8,000でしかなかった。重装騎兵に代わって長弓、槍を用いる歩兵や銃砲が軍事的に重要となる中世軍事革命がはじまってもおお、ヨーロッパの軍隊の規模は中世盛期を通じて余り変化しなかった。100年戦争の後、軍の規模はペストの流行で減少し、その後再び増勢に転じるが、16世紀半ばでも50,000名を越える軍隊はほとんど無かった。フランスでは、カールⅤと闘ったアンリⅡ時に50,000名を越えたが、16世紀初頭ブルボン朝を興したアンリⅣの軍隊は多くて50,000名程度であり、平常は30,000名程度にとどまっていた<sup>4)</sup>。

だが、17世紀にはいと急速に軍勢力は膨張していった。経済的發展の結果、そして諸権力を集中したステイト出現の結果として、封建軍隊をはるかに上回る規模の軍勢力を動員しうる力能が形成されたことは言うまでもないが、それだけではなかった。「西欧国家系」が形成されていない過渡的国際秩序の中で諸ステイトが互いに対抗しあい、戦争が絶えなかったのに加えて、「イタリア式要塞」の出現などに伴う戦闘方法の変化も軍勢力の膨張を生み出したからである。16世紀後半に最も大きな軍勢力を有したのはスペインであり、その規模は1574年に86,000名に及んだが（この数字は当時のヨーロッパ世界でも希有の、突出したものであった）、1630年代には300,000名に達したと言われる。30年戦争の主役でもあったスウェーデン軍も、1630年代に15,000名から180,000名に増加

4) 軍勢力の規模については、Hall(1997), pp.206—208を参照されたい。なお、中世軍事革命については、Howard(1976)のように、重装騎兵を中心としたレーエン制軍事機構の再編を端緒として重視する見地と、Parker(1988)のように「イタリア式要塞」の出現による軍勢力膨張を重視する見地の間に論争がある。「旧き政治社会」からステイトの形成という文脈から見れば、レーエン制の動揺に端緒があり、15世紀末から16世紀にかけて新たな局面が展開したと見るのが妥当であろう。この点については、なおAyton(1995), pp.1—22,を参照されたい。

し、同じ時期に、16世紀にはスペインに比して少ない軍勢力を維持したフランス軍の規模も200,000名を越えたと言われる<sup>5)</sup>。ウエストファーリア条約とともに「西欧国家系」の認知がなされたときに、ヨーロッパ「主権国家」は「旧き市民社会」のそれとは比較しえないほど高い軍事動員力を有したのである。

このような変化は、着実に財政支出に影響を与えた。第1に、財政支出構造が変化していった。王権を集中したところではどこでも、軍事費は都市や城塞領主の財政から王国財政、つまりステイトに集中し、しかも王国財政の中での軍事費の比重は高まる傾向をもった。17世紀には財政支出の約半ばを軍事費に投入するようになり、17世紀末のオーストリアでは実に93%が、フランスでは76%が軍事費で占められるようになった<sup>6)</sup>。

第2に、財政規模が膨張していった。新大陸からの銀の流入に基礎をおく物価上昇問題はあるが、銀重量に基づいてこれを見てみよう。15世紀の末のヴェネチアはナポリをはるかに上回る銀37トンの財政規模を誇り、同じ15世紀にフランスでは42から91トン、カステリヤでは12から76トン、イングランドでは17から44トン程度が国庫から支払われていた。多く見積もっても、当時の大国の財政規模は100トンを越えるものではなかった。だが、16世紀に財政拡張は著しいものとなる。フランスとの戦争を闘ったカールVの財政は在位期間に3倍に増加し、フェリペIIは1556—1573年の間に財政を2倍とした。こうして、1580年のフランス財政は444トンに、スペイン財政は500トンに至った。17世紀に、財政はさらに膨張した。ルイXIVのフランス王室財政はその典型であって、親政がはじ

まってから間もなく開始されたネーデルラント戦争などによって1680年頃には1,600トンを上回るほどになり、イスパニア継承戦争開始の頃には2,800トンにまで膨張したとされる<sup>7)</sup>。16世紀半ばのポトシ銀山の発見以来、一般物価は100年ほどの間に3倍高騰し、銀の相対価値は低下していったが、インフレーションをはるかに上回る財政膨張が存在したのである。

第3に、このような財政支出の急増は、スペインのフロスやアシエントスに象徴されているように公債によって調達されたが、やがてそれはまた過大な償還問題を引き起こさざるをえなかった。スペイン王国財政の度重なる破綻はよく知られたエピソードである。中世ヨーロッパの国際秩序に転機をもたらしたフランスとハプスブルグの間の戦争は、国庫が空になるかどうかという制約に常に脅かされた。カステリヤの国債費が財政に占める比率は16世紀はじめには12%程度であったが、対仏戦争の結果、カトー＝カンブレジ条約後には30から45%に及ぶものとなった。フランスも、軍事費比率が増加するとともに国債費比率を高めていった。ルイXIVのネーデルランド戦争期に20%弱にまで増加した国債費は、18世紀第1四半期には40%弱にまで増加し、1788年には40%を越えるに至ったとされる<sup>8)</sup>。17世紀以後の戦争が流した血の中から生れたリヴァイアサンとしての国家は、不断の、しかも累積的な財政危機を伴わざるをえなかったのである。

財政支出の変化は、収入の変化を伴わざるをえない。中世盛期を通じて、軍役奉仕を中心とする封建的奉仕義務は、イデオロギー的には存在したものの、実態を欠いていった。中世盛期もはじめ頃には、平時にフランス王は王の所領（王領及び封建領主としての自己の所領）と若干の経済高権（鉱山採掘権、関税、貨幣鑄造権など）に基づく収入で財政をまかない、戦時に

5) *Ibid.*, pp. 209—210.

6) 中世から近世の財政史研究の中で歳出構成についての研究はなお未開拓と言ってよい分野であろう。ここでは、Bonney (1995) 所収(Chapter12) のKörnerの研究に依存している。17世紀軍事費のウェイトについては、pp. 409—414を参照されたい。

7) *Ibid.*, pp. 399—401, p. 414.

8) *Ibid.*, pp. 406—415.

あたって臨時の課税がなされた<sup>9)</sup>。援税(aide)はその典型であった。だが、ステイトとしての国家、つまり常備軍や官僚機構を抱えた王国財政支出の膨張と財政危機は、割税(taille)、人頭税(capitation)などの直接税を臨時とはいえしばしば、あるいは恒久的に賦課することをもたらし、さらに独占に依存して収入を確保することを迫り、課税基盤である農業、産業、商業の振興の必要をもたらしした。

このような中で、注目しなければならないのは、全国3身分会議が、それまで会議の了承を得て課税されていた援税を、期間を定めることなくシャルルⅦに与え、更に常備陸軍維持のための恒久的割税を与えたことである。徴税権の確保は、ステイトが軍勢力を膨張させる決定的梃子となった<sup>10)</sup>。フランスとイングランドの相違を生む原因の一つがここにあった。王と貴族以下の自由人との間に存在してきた旧き市民社会の政治的緊張は失われ、貴族は、免税特権や官職を得ながら政治社会から疎外され、王に対抗する基盤である議会、つまり3身分会議を失い、高等法院に依拠するしか王への抵抗の手段をもたなくなり、財務官僚とステイトの官職を得た貴族が帯剣貴族に代わって国家の中枢に位置するようになるのである<sup>11)</sup>。彼らが財政改革を進めながら国家への権力の集中をはかり、重商主義政策を採用するのは当然であった。フランス重商主義政策体系は、なによりも迫りくる国家財政の破綻を避け、強大なステイトを維持することを直接の目的としていた。だが、財務官僚は、そして国家はその課題をよく達成しうるのであろうか。

生まれつつある国家は、未成熟な国家でもあ

った。そこには、私的領域と公的領域の奇妙な混淆があった。既に兵農分離が生じ、また封が家産化し、貨幣経済が発展して、公的領域と私的領域が分裂していったとき、つまり「旧き市民社会」が解体する傾向にあったとき、社会の公的領域の秩序を維持するための装置が導入されていた。その一つは身分制である。身分別は公法的な秩序の再編成につながった。封建議会の身分別編成と裁判における身分区別などをみればよくわかるであろう。こうした身分制とともに、公法的秩序は団体主義によってももたらされた。否、身分制自体が団体主義の一部を構成していたとも言える。人々は、「旧き市民社会」を再編成し、社会の中で自己の利害を擁護するための団体を形成してゆく。農村では村落共同体が形成され、都市ではギルドが、また誓約団体が形成される。これらの団体は、参加メンバーの個別利害を越えた共同体としての団体利益を代表し、公法的機能を果たして行った。村落共同体は窮民救済、道路の維持管理、耕地強制を実現し、誓約団体は都市行政権を確保した。王権は、このような身分制と団体主義の上に権力の集中・系列化を展開せざるをえなかった。そうした公法的秩序自体が王の権力を保証しもしたからである。

フランスでは、貴族は税を免除され、徴税は徴税請負会社あるいは徴税請負人による王への税の前貸しとその後の徴税による税の中間収奪をブルジョアにもたらしした。こうした意味で、絶対君主制さらに啓蒙君主制とは、貴族とブルジョアという二頭の馬の勢力均衡を保ってはいじめて直進しうるとな代物であった。しかし、そのような体制は、国家財政を限りなく複雑にする。全国的な財政制度が形成されたというものの、王国財政は、封建身分と重なる援税、地方ごとに異なる税制、全人民に課せられる新しい直接税、王の高権から発展した関税などの間接税、王領からの収入など錯綜した課税制度、さらにそれに対応した複雑な徴税制度をはじめ身分制や団体主義によって影響された財務行政

9) Olivier—Martin (1951 [1948]), pp. 236—238 (邦訳, pp. 352—354), pp. 574—577 (邦訳, pp. 861—865).

10) *Ibid.*, pp. 578—579 (邦訳, pp. 865—867).

11) 貴族の政治的機能については、それを「旧き市民社会」からステイトへの移行の中で検討している Tocqueville, *op. cit.* の描写が光彩を放っている。

制度が、財政危機の度に屋上屋を重ねるように構築され、財政の一元化は容易に実現しなかった。1783年にカロンヌが職に就いたとき、彼は国庫の状況を正確に知るに何カ月も要したといわれる<sup>12)</sup>。

問題の根本的解決のためには、権力の一層の集中・系列化に基づく財政構造の変革を必要とした。王権神授説によるイデオロギー的な王権の強化の試みは、こうした状況を背景にしていたとも言える。つまり、封建的な、あるいは「旧き市民社会」の残滓を除去して、社会に制約されない純粋なステイトを創造しようとしたのである。絶対君主制なり啓蒙君主制は、この意味で、旧き団体主義や身分制を不可欠とする過渡性とともに、近代性を併せ持つものであった。しかし、王権の強化は、貴族を含め旧来の自由人に与えられていた権利の侵害を、また非特権身分に対する過大な抑圧と収奪を伴う。ここに、君主であるステイトに対する市民社会の抵抗が生じる。もちろん、この場合の市民社会は市場社会としてのそれではなく、政治社会としてのそれである。一方ではフロンドの乱にみられる貴族層の抵抗が生じ、他方では第3身分による市民革命につながる抵抗が生じる。ここで重要なのは、いずれも「旧き市民社会」における「人民国制」を歴史的基礎とする抵抗に他ならないことである。

同じことは、既にイングランドで生じていたが、そこでは直属受封者であった騎士の末裔である庶民が依拠する議会が抵抗の拠点となっていた。だが、フランスに見る「旧き市民社会」の廃虚の中では抵抗の側には深い亀裂が存在した。政治的責務から疎外されながら身分制に依存して権力を温存し、また王制に依存して特権を手の中にしてきた貴族と、都市の勃興や商工業の発展によって育まれた新しい市民、この両者の間に断層が形成されてきたからである。フロンドの乱など貴族の抵抗は市民革命へとつなが

るものではなかった。高等法院は議会とはなりえなかったのである。王はむしろ貴族の特権を破るために第3身分に依存せざるをえなくなる。全国3身分会議の招集は、そのことを物語っていた。ステイトとしての国家を実現するためには、貴族の免税特権撤廃を含めて、新たな租税国家を市民社会の承認によって生み出す必要があった。そして、全国3身分会議の招集が、国民議会の設立を招き、新しい市民意識を背景にした政治社会としての市民社会を復活させたことは周知の通りである。

イングランドでは、長い議会制度の経験の蓄積上に、またチューダー・イングランドの発展の成果上に17世紀に市民革命が実現した。そして、市民革命によって議会が立法権を確保したことからはじめて財政の一元化や間接税の直接徴税の実現、国庫(Exchequer)制度や財務部(Board of Treasury)の確立などを実現しえた。市民革命がはじめて、一挙にはないにせよ、私的領域と公的領域の奇妙な混淆を解消し、国家を社会から真に疎外したのである<sup>13)</sup>。同じことは、フランスでも進行した。ただし、フランスでは、貴族の国家への寄生とブルジョアの貴族化があり、封建議会の機能は長く抑圧され、それだけに革命は劇的な様相を帯ざるをえなかった。カペーから続く家産的君主制は、古い起源をもつロックの契約観とも和解しうるものではなかった。ヴォルテールの啓蒙やルソーの理念はロックから生れたが、君主制の否定を含む力を生み出しさえしたのである。そして、社会が王権を否定した後にむしろ国家機構は整備されていった。国家は、市民社会の承認を受けて

13) イングランド財政制度確立については、石坂、前掲書、Maitland (1950 [1908]), pp. 432—447 (邦訳, pp. 571—593), Braudel, *op. cit.* pp. 468—471 (邦訳, pp. 302—307) などで概観しうる。近代財政制度の確立は、ブローデルが明確に指摘するように18世紀に及ぶ歴史的過程の中で実現したが、こうした過程のはじめにメイトランドが言う「国王の私費と呼びうるものの国家収入からの漸次的分離」が生じたことに注意を払う必要がある。

12) Braudel (1979), pp. 472 (邦訳, p. 308).

はじめて権力の集中・系列化をより進行させるようになるのである。

国家という機構は、社会から疎外されたとしても、社会から資源を調達してはじめて存在するのであり、否応なしに市民社会に相対せざるをえない。そして、市民社会の同意なしには、国家はこのような資源調達を十分にはなしえない。このことを市民革命は明らかにしたのである。そして、市民革命は、国家への社会の同意、別に言えば正統性を付与する機構としての近代議会を生み出したのであった。

#### 市民革命のイデオロギー

王権神授説がステイトのイデオロギーであったとすれば、市民革命もまた対抗イデオロギーの上に展開した。旧き市民社会を水脈にもつ土壤の中から、つまりゲルマン的な契約観念、人民君主制の観念、「旧き市民社会」の市民意識を背景にしつつ、その上で新しい市民社会の中で育まれた自然権思想が、権力を排他的に独占・集中しようとする国家への社会の対抗イデオロギーを生み出したのである。

市民革命のイデオロギーには、「旧き市民社会」が新しい市民社会に継承されていることを示す痕跡が見出される。イングランドのステュアート朝への「権利の請願」は封建貴族の権利意識を反映した大憲章を意識的に継承していた。名誉革命のイデオログであったロックの統治論もまた、所有論などの面では新しい市民社会を意識しながら、しかし「旧き市民社会」の政治社会の理想を継承するものであった。ロックが市民社会を政治社会と規定したのは、自己労働に基づく所有を基底にする新しい市民社会が、「旧き市民社会」に替わってその役割を果たすべきだとの思想に裏付けられていたからであるが、ロックがコモンウェルスと考えたのは「ラテン人がキヴィタスという言葉で表した独立の共同社会」であり<sup>14)</sup>、それがない場合に

市民は「各人が自分自身の裁判官となる」、つまりフェーデが自然とされるのであった<sup>15)</sup>。そこで独立した市民によって構成される国家が形成される。だが、国家は、社会によって、より具体的には市民によって規制されなければならない。その同意を無視しては課税や権力の執行を行ってはいけな。そして、政治社会である市民社会は圧制や専制に対して、自然の法に基づく自己防衛に等しく、反乱・革命を行いうる、と。

ロックの思想は、経済的階級となった貴族や騎士によって構成された議会が長く王権に対抗してきたイングランドの統治のあり方を承認するものでもあった。さらに、そのような思想は、社会の生産力を新しく担いはじめ、したがって国家の財政資源を多く支えるようになった商工業者や農民層の国家への発言権を承認するものであった。かくして、市民革命は、「旧き市民社会」の伝統を背景に、新しく誕生したりヴァイアサンである国家に対して新しい市民社会が対抗し、これを制約しようとする力を体現したのである。そして、不可避免的に、市民革命は、国家に対する市民の諸権利、つまり自然権の承認を強く訴え、その権利の延長上で、市民が課税に対して諾否を国家に与える制度の生成をもたらしたのであった。フランス革命も、イングランドのような継続性をもたなっかにせよ、旧き政治社会の土壤をもっていた。

ひるがえって、日本の明治維新では、「旧き市民社会」の伝統という背景なしに旧制度の改革が行われた。このため、自由民権運動を含めて新しい統治・支配システムを展望する政治運動は、西欧から社会契約説、啓蒙主義、自然権思想などを、その近代的側面においてのみ輸入しなければならなかった。しかし、織豊政権以後の兵農分離と徳川幕藩体制によって「旧き市民社会」とは異質の体制を長く維持し、しかも新しい市民の誕生を基盤に明治維新を実現した

14) Locke (1960 [1690]), p.373 (邦訳, p.275).

15) Ibid., pp.341—342 (邦訳, p.245).

わけではない日本に「市民」意識や「市民社会」意識は容易に根づくものではなかった。ヨーロッパでは市民の土台の上に国民が形成されたのに対して、丸山真男が言うように、日本では事実上「国家」の従属物である「帝国臣民」「国民」が先に存在し、普遍の意味をもつ「市民」と緊張関係をもつにいたったとも言える<sup>16)</sup>。

#### 新しい政治社会と政治システムの選択

国家と社会の間での経済的資源の配分をめぐる緊張から生じた市民革命は、「同意なくして課税なし」という原則を打ち立てるに至ったが、それは、とりもなおさず政治社会としての市民社会が、国家に対抗して権力を留保することを意味する。市民社会は、「同意」を与える主体として、政府の権能の範囲を規制し、代表による立法、課税・予算・決算の承認を行い、市民の裁判が君主の恣意によらぬように規制しようとするからである。

これまでの考察からこのことを眺めてみると、「旧き市民社会」に分有されていた諸権力をステイトとしての国家が排他的に集中・系列化すること自体が、統治・支配システムの緊張をもたらしたとも言いうるであろう。つまり、マグナ・カルタにおいてイングランド封建制下の自由人が王に対して古来の権利承認を求めたのに等しい権利承認を、新しい市民社会がステイトに対して求めたとも言えるのである。もう少し踏み込んで言えば、財政の肥大化がもたらした諸問題は、ステイトとしての国家が生れてきた結果生じた統治・支配システムの緊張をもたらしたのではなく、そうした緊張を高めるものであったと言えよう。したがって、よしんば市場社会がかなりの程度自立的であって国家の規模が最小化されたとしても、権力を国家が独占する限り問題は存在するのである。「小さな政府」は「大きな政府」に比して国家の社会への依存を低下させ、また両者の間の緊張を少な

くしうるかもしれないが、緊張自体を除去することはないのである。

新しい市民社会と国家の関係は、権力を社会の中に留保することに結果した。市民革命が果たした政治社会の存在証明は、第1に、市民社会の「同意」の必要という政治問題を歴史の舞台に登場させたことにあると言えよう。だが、それはもとより「旧き市民社会」における社会と王の関係の再現もしくは再編を意味することはなかった。もはや「旧き市民社会」は解体されているからであり、封建議会は新しき市民社会を代表し得ないからである。ここに、第2の政治問題、国制あるいは憲法(constitution)問題が生じる。

一体、誰が主権者であり、統治・支配システムはどのように構成されるべきか。君主制をとるべきか共和制をとるべきか。そもそも市民とは誰か。ジッペと授封関係などから市民たる資格が明らかであり、住民のわずかしき市民たりえなかった時代と、都市市民が形成された新しい市民社会の時代では、市民の概念は異ならざるをえない。しかも、一方で、市民革命のイデオロギーはすべての人間に差別なく自然権があることを謳い、他方では、政治社会を構成する市民、十全の市民権を保有する住民集団を規定しなければならないのである。さらに問題のリストは続く。代表の資格はどうあるべきか。代表はどのようにして選出されるべきか。フランスは、1789年5月に全国3身分会議の招集からただちにこうした問題への回答に迫られ、大革命後も数次にわたる政体転換が生じたように、政治社会の中での激しい緊張を経験した。立憲王制をとるにしても王党派とジロンド派は異なり、ジャコパンの共和制はこれらに対立し、それを否定するディレクトアール（総裁）政府は立憲王党派と共和派の対立を抱え、ブリュメール18日のクーデターまでをとっても10年間にわたって政治的動揺が続いたのである。

国制問題は、権力配分という視点からみると、2つの問題群に分かれる。第1の問題群は、

16) 丸山真男 (1996 [1957]), pp. 127-130.

国家機構をどのように構成すべきか、したがってまた国家と市民社会にどのように権力を配分するのかという問いによって構成される。君主制をとるべきか、その場合に君主の権力はいかに規制されるべきか、あるいは共和制をとるべきか。議会はどのように構成されるべきか。議会の権能はどのように規定されるべきか。裁判権力はどのように配置されるべきか。軍隊の統帥(supreme command)は誰に所属するのか。市民が得られる自由とは何か…こうした問題である。

国家と政治社会としての市民社会の関係は、一義的に規定しえない種々の事情を抱えている。なによりも歴史的に形成された国家と社会の関係が存在する。イングランドのように議会が社会を代表する主体となりうる場合と、フランスの場合を対照させてみれば容易に理解されるであろう。その背後には、権力を担う人々の能力、社会と国家の利害関係の錯綜、社会における政治の主体の形成など多様な要因が存在する。次に、一部はそのような関係を反映し、また一部はそれらから独立して、両者の関係は多様な価値観によって多様に規範付けられうる。多様な選択肢がそこには存在している。問題の解決が価値をめぐる社会内部の対立を伴うことは明らかであろう。市民革命が唯一の道筋にそって展開せずに、相争う諸党派、たとえば王党派と共和派の間での国制あるいは憲法的問題をめぐる闘争を伴い、曲折した経路をたどらざるをえなかったのはごく自然であった。つまり、国家と社会の間の緊張関係は、国制あるいは憲法を含む政治システム全体の選択という政治問題を惹起するのである。

政治システムの選択という政治問題は、さらに、第2群の諸問題、もう一つの政治的係争問題に突き進む運命をもっている。なぜなら、権力をどのように国家と社会に配分するか、あるいはどのような政治システムが望ましいかという政治的価値を含む選択問題は、選択自体が社会自体の中での権利や権力の配分を含むからで

ある。政治的価値の選択は、社会の中での権力の配分に直接つながる。殊に、代議制は市民社会の中における特殊な市民、議員の存在の承認を伴う。一体誰がその資格をどのようにして有するのか。また、選挙によるとして誰が選挙権を有するのか。すべての社会構成員が無差別に平等な市民であることはありえない。富者と貧者の相違、職業の相違、性別、地方の区別、宗教の相違などの多くの相違が存在する。そして、それらの相違の中で社会の中での権力の配分を決定する際には、再び多様な価値、規範の中から答えを選択しなければならない。たとえば、国家財政を支える納税者が権力を分有するのか、それとも国家の前に無差別な市民一般がそうあるのか。ロックによってもたらされフランス啓蒙思想に継承された自然権や人権思想は、「旧き市民社会」の市民(civis)とは異なる市民(citizen)を構成要素とする新しい市民社会に対して、新しい憲法上、国制上の係争問題をもたらしとも言える。問題への回答が、普通選挙権をめぐる闘争にみられる実に長い歴史の中で様々に与えられ、今日でもなお在外投票や在宅投票、病院内投票の是非をめぐる議論にみられるように容易ではないことに留意しなければなるまい。

「旧き政治社会」にとってかわった国家に対抗して復権させられた政治社会としての市民社会は、いかなる新しい統治・支配システムを選択するのか、つまり国家への権力集中をどのように社会が規制し、また国家と社会の間にどのように権力を配分し、社会の中にどのように権力を配分するのか、という諸問題とともに生れた。つまり、国制なり憲法選択という政治問題を自然に抱えたのであった。一層のこと、市民社会は単なる市場社会あるいは経済社会ではなく、政治社会でなければならないのである。

#### 公共善の範囲と内容

ステイトが「旧き市民社会」の中に重層的に分有されていた諸権力を集中・系列化してゆく

とき、既に見た国制あるいは憲法問題とも関連して、もう1つ、本質的な第3の政治問題が生じる。

国家は、いうまでもなく諸権力を集中・系列化している機構として、排他的に、合法的な最高の一つの強制的権威をもって社会を統合する。そのことを表すのが主権(sov<sup>er</sup>ign)という言葉である。ここから政治は権力過程として観察されるようになる。だが、同時に権力の行使は、一定の道德・倫理・価値を基盤にしている。それなしには規範はありえず、規範なしには権力が行う指示、制裁、奨励、統制などは存在しない。その意味では、国家はヘーゲルの言うように精神を体現し<sup>17)</sup>、デュルケームの言うように道德を本質とし<sup>18)</sup>、ブローデルが言うように精神生活に参加する<sup>19)</sup>。では、いかなる範囲で、いかなる精神、つまり「公共善」を体現して国家は権力を行使すべきか。ここに、国家が体現する公共善の内容と範囲を選択する政治問題が、国制問題にみた価値の選択に限らず、さらに一層広い領域に不可避免的に生じる。

「旧き市民社会」では、権力は社会に重層的に配分され、王のもつ精神的活動範囲は狭いものであった。王は、共同体の平和を維持し、慣習と人民によって与えられた法を擁護し、国制を支えるジッベや封建的義務の侵害を否定する権能をもったが、それらはいずれもジッベの独立性やフェーデを行う権利の上に存在するものであった。このような権能の狭さは、ステイトの誕生とともに変化し、ステイトへの諸権力の集中・系列化は、国家の精神的活動範囲を広げていった。

第1に、「旧き市民社会」の中の間権力が

体現していた精神生活がステイトの関与するものとなっていった。フェーデの禁止や公的な刑事裁判の確立をみればそのことは容易に理解しうる。だが、それだけではない。旧き社会の崩壊は一方では旧き精神生活の崩壊を招く。ドイツのポリツァイ条例、ラント法はそれをよく示している。奢侈禁止、婚礼や葬儀、家庭での夫婦、親子への後見的な条例が多々存在した<sup>20)</sup>。また、他方では、旧き慣習が意味をなさなくなるにつれて、またその適用外の諸問題が生じるにつれて、新しい「公的」規制が必要となる。学校、建築、社会保障や保健衛生、犯罪一般と不正行為、商業的あるいは金融的諸制度と規制、度量衡や通貨制度など、ステイトが規定しなければならない領域は拡大していった。それは、それだけにステイトが個々の市民に対して直接に道德的規制を課すことを意味する。

第2に、「旧き市民社会」を精神的に規定していたのは終局的にはローマ教会であったが、ステイトは2重、3重にこの領域に踏み込む宿命を背負った。既に確固たる封建制下でも教会と王権の間には叙任権闘争に見られる緊張が存在したが、生成してゆく国家は、常に教会を自己の権威の下に置こうとした。それとともに、教会裁判権に属したいくつかの領域は世俗裁判権の下に移転されていった。その上に、宗教改革という問題が形成途上のステイトに投げかけられたのである。相対立する宗派にいかなる態度をステイトは示すのか。チューダー・イングランドは国教会を設立して、アンリIVはナント勅令をもってステイトの基礎を得ようとしたが、いずれにせよキリスト教についてある選択をおこなわない限り、ステイトは公共善の精神的基盤を獲得しえない。ローマン・カトリックとカロリナー以来の伝統の分裂はステイトの精神的基盤に大きな亀裂を持ち込んだと言えよう。しかも、宗教改革は最後の試練ではなかった。人間的精神と肉体を神から解放する思想、

17) Hegel (1955 [1821]) は言う。「国家は倫理的理念の現実性である」と(pp.207, 邦訳, p.478)。

18) Durkheim (1969 [1950]), p.79 (邦訳, p.76) では、国家を「制裁をとまう諸準則の全体」、すなわち「市民道德(morale civique)」によって規定されると見る。

19) Braudel, *op. cit.*, p.460 (邦訳, pp.290—291)。

20) 村上淳一(1979), pp.224—239などを参照されたい。

人文主義から啓蒙主義を経て世俗的精神原理を独自に確立しようとする水脈は、ルネサンス以後に多様に展開し、「旧き市民社会」の精神的原理を根底から動揺させていったからである。誕生しつつあったステイトは、公共善が神によって与えられない時代の中に自己を位置付けてゆかなければならない宿命をもったのであった。

ステイトが広範囲に市民の精神生活に関与するようになったことと、ヨーロッパ精神世界に宗教改革以来亀裂が生じたことは、いやおうなしにステイトが選択する精神生活の原理、政治あるいは道徳哲学をめぐる係争問題を社会に提起することになる。イデオロギーに基づく戦争は、経済的権益をめぐる戦争とは異なって、しばしば長期の、しかも妥協の無い戦争になる。しかも、国家が国民生活のいたるところまで浸透するときに、国家が体現する精神的原理の圧力は途方も無く膨れる。絶対王政において展開された闘争は、王の権威が一方の精神的原理と結合するだけに、一方の精神的原理による他方の抑圧、弾圧を生み出すこととなった。そして、イングランドの王政復古後の名誉革命がまさにそれに対する社会の反抗を意味したことは言うまでもないであろう。市民革命が果した自然権の擁護、特に信教・思想、表現、出版などに関する自由権や、宗教的寛容に基礎をおく自由権の主張が市民革命のイデオロギーを構成したには、こうした背景があったのである。

市民革命は、自由な独立した市民を政治社会の中に組み込んだ。だが、それは一步にすぎない。いかに自由な独立市民によって社会が構成されようとも、ステイトとしての国家はある精神的原理を体現して、社会に権力を及ぼす。とすると、次の問が生じる。ステイトと社会が相対するときに、国家が体現する「公共善」の内容とそれが関与すべき範囲とについて社会の同意なしにステイトは正統性を確立しえないとしても、いかなる精神的原理をもって「公共善」の内容と範囲を規定するのか、と。一体「公共

善」とは何か、それはどのように構成されており、国家はどの程度関与すべきか。回答は自明ではありえない。わけでも、価値や道徳律が社会の中に多種多様に分布し、それらの間に対立があり、また通例そうであるように、諸階級、諸階層、諸地域、その他国民の諸集団間の利害対立が価値やイデオロギーをめぐる対立と関わるときには、いかなる「公共善」を選択し、どのように権力が関わるのかは、まさに政治的係争問題となる。この問題は、無論、経済社会がステイトに要求する諸政策の選択にも関わる。そのことについてさらに検討しよう。

#### 経済社会の政治的性格

ステイトとしての国家への権力の集中・系列化は、市民革命に象徴される政治社会の復権をもたらした。だが、政治社会としての市民社会の復権はそれにとどまりはしない。国家が経済的に市民社会から権力と経済資源を調達し、したがって統治の正統性を市民社会から調達しなければならなくなる時、同時に、行われる政治の正統性も市民社会から調達する。国家の権力と経済資源の調達は、国家が何をなすのかという問題への関心に結びつく。特定の国との戦争に備えるための、あるいは国営工場をつくるための、あるいは土木事業のための課税や支出の承認は、同時にそれら政策の実施の承認を意味する。ステイトが生れてきたときに、新しい市民社会が要求した「同意なくして課税なし」の原則は、同時に国家が何に支出すべきかについての社会の同意の必要性をも含んだものであった。

このように、市民社会の同意を得てはじめて特定の法や政策を国家が採用することは、「旧き市民社会」にも、無論、存在した。前に触れたが、ゲルマン諸部族の民会が「大事については人民全体が相談する」という準則に基づいて開催されたことを想起すればよいであろう。封建議会がイングランドのようには発展しなかったフランスにおいてさえ、王が軍事的、政治的、

経済的に自由人を動員する必要があるときは3身分会議の同意を必要とした<sup>21)</sup>。フィリップIVは、ボニファチウスⅧが勅書クレリキス・ライコスをもって聖職者に世俗的権威が課税することを禁じたのに対抗すべく全国3身分会議を招集したし、またイングランドとの戦争は3身分会議への諮問手続きを経て正統化されたのである。税自体が本来は目的税であり、政治社会の政治選択を伴ったことも看過してはならない。イングランドのsubsidy（臨時税）、aid（上納金）、フランスのaide（援税）などは、いずれも自由民すなわち市民にして王に助言をする権利を有する身分が、王の要請に応じて王を助けるために納める目的税に起源を置いたものであり、封建議会などの承認を経てはじめて徴税可能となったものであった。

権力を集中・系列化し、公的なものを独占した国家は、こうして政治社会としての市民社会を不断に必要とすることになる。たとえある国家が全体主義的、あるいは独裁的であろうとも、それが政治社会としての市民社会との間の緊張関係をもたないで済ますことは不可能であろう。極端なイデオロギー操作や国家機構をそのまま政治社会に替えるような手段が必要となる。旧来の「社会主義国家」でさえ、政治社会は存在した。公的には共産党組織が政治社会を体現していたし、また非公式の政治社会も存在した。特徴は、公式の政治社会が国家に組み込まれ、しかも「民主集中制」によって制約されていたことであって、それが存在しなかったことではない。しかも、そうした場合にも、非公式の政治社会が強化されたり、政治社会が国家からはみだすことを抑制するためには相応の満足に社会に与えつづける必要が存在した。常に国民をイデオロギー的に操作するとともに、相応の経済的満足を与えることによって、暗黙裡にせよ、市民社会の同意を得ていたのである。

ナチスが戦時にあって、軍事資源の枯渇に悩み、その結果占領地域で過酷な収奪を行いながら、戦争末期までドイツ国民に相応の生活水準を保証したのは、そうした理由からであった。

だが、国家が、「§4. 市場社会としての市民社会と国家」で述べたように、土地所有の形態や労働力の育成・保全などを決定し、また「公共財」を提供しなければならないとしても、どのようにするべきかについての回答を導き出すのは容易でない。

たとえば、「公共財」の問題をとってみよう。第1に、所与の共同体にとって自明の公共財が存在するであろうか。非排他性や不可分性、そして等量消費といった公共財の定義が最も厳格に妥当するのは「国防」だと言われる。国防の便益は排他的に誰かによって消費されうるものではない。だが、それは所与の内容と形式をもつある種の「国防」が国民一般にとって確かに公共財としての便益を意味すると仮定する限りにおいてである。さて、ではどのような内容と形式をもつ国防が最も平和を保障しうるのであるか。また、それはどれだけの範囲の国民を満足させるのであろうか。「国防」が概念的に公共財であるとしても、それが種々の価値と情報に基づく多くの選択肢をもつという宿命は避けられない。軍備の規模はどの程度が妥当なのか、陸・海・空軍の望ましいバランスはどういうものか、仮想敵国はどこか、自明の回答を期待し得ない問題群、社会を構成する人々の価値と利害の相違によって異なる回答が用意される問題群が横たわる。まして、「国防」のある部分は特定の国民、つまり特定の軍人や産業などに排他的便益をもたらす場合が通例存在する。

第2に、公共財はただ一つあるわけでもなく、また多数の公共財に自明の順位付けがあるわけでもない。あれこれの公共事業、多種多様な教育・文化を含めて、公共財を供給する際には順位をつけなければならない。そして、これら多種多様な公共財は、確かに公共財であるとしても、しばしば特定の国民に排他的な便益を

21) Olivier—Martin, *op. cit.*, pp. 576—580 (邦 訳, pp. 863—867)。

与えうる。こうして、公共財として何を選択するのか、多数の公共財の供給にどのような順位を付けるのか、これらをめぐって対立が生じる。異なる価値をもつ人々の間で、異なる利益機会を所有する人々の間で、異なる情報をもつ人々の間での対立が生じる。社会が基本的に経済社会に限定されてしまうにしても、社会は政治的性格を必然的に纏うのであり、それゆえに、ステイトに相対する社会は政治社会として存在せざるをえない。

こうして、政治社会は、国制あるいは憲法的選択からも、行われるべき政治あるいは権力の行使の内容からも、多様な利害と価値に基づく多様な判断から一個を選択するという問題を抱える。そして、歴史を異にする社会ごとに、問題は独自に解決されなければならないであろう。それどころか、ある社会をとってみても、社会の構成員が等しい価値や効用を共有しない限り、必ずそこには係争問題が生じる。この際、民主主義といえども容易な解決を与えうるとは言い難い。なぜならこれらの問題の一つ一つに自明の「一意の解」は存在しないからである。このことは、社会選択論の領域で、諸個人あるいは諸共同体の選好や願望、判断、意思を民主的に集計して社会的選好を導き出すことは一般的には不可能であると言うアローの「一般可能性定理」が<sup>22)</sup>、また、個人あるいは共同体の自由の不可侵性を保証する一般的社会的意思決定ルールも存在しないというセンなどの「リベラル・パラドックス」定理が提出されたことを思い出すだけでも明らかとなろう<sup>23)</sup>。今日、かなりの程度、「同質化」された社会が多くのヨーロッパ諸国、アメリカ合衆国、日本などに存在するにもかかわらず、それらの諸国の憲法、政党の配置関係、諸政策の形成過程、政策の選好順位などに多様性が存在することは、こうした政治社会の特質をよく物語っている。そしてま

た、それゆえにこそ、丸山眞男が指摘したように、政治は権力過程であるとともに、道德問題であり、また同時に諸価値、諸勢力を妥協させる技術という側面をもたざるをえないのである<sup>24)</sup>。

社会に対して相対的に最小の規模をもつ国家であっても、諸権力を集中・系列化するステイトとしての国家は政治社会を排除することはできない。どのような支配・統治システムを選択するのか、どのような精神的原理にしたがっていかなる法や政策に政治的正統性を付与し、どの程度そのための資源を社会が提供するのか、これらに回答が与えられなければならないからである。

繰り返すことになるが、こうした諸問題への回答は議会制や多元的民主主義によってのみ与えられるわけではない。独裁制がとる選択にしても何らかの形で政治的同意を社会から得る必要が存在する。無論、同意を得る形態は多元的民主主義の場合とは相当異なる。イデオロギー的操作はそのためであり、また独裁を支える政治機構自体が政治社会の一部として堅固でなければならない。こうして、「夜警国家」にしても、「全能の指導者」や「真理を体現する党」に支配される独裁制国家にしても政治社会を排除しえない。自己完結的な市場社会や技術的に管理しうる経済社会を想定したとしても、政治社会の消滅は幻想に終わるしかないのである。

以上で、ステイトが「旧き市民社会」の一面を継承する政治社会、価値や規範の選択の領域を伴わざるをえないことが明らかとなった。とはいえ、それは一面、つまりステイトが自己の領域内で権威を確立する限りにおいてである。だが、ステイトの形成は、対外的側面からも理解されなければならない。なぜなら、ステイトが支配する世界では、旧き市民社会に存在した普遍的権威、たとえばローマ教会と神聖ローマ

22) Arrow (1951).

23) Sen (1970), Ch.6.

24) 丸山眞男 (1996 [1958]), pp.291-294.

皇帝のような権威から国家が独立して対外主権を手中に収めているからである。ステイトが支配する世界は、自ずと「諸国家の体系」の形態をとる。ここに、諸国家は、領域的主権国家として互いに対峙しあい、国際関係が誕生する。ステイトは下方で中間団体や家・市民の権力を剥奪して「旧き市民社会」を解体すると同時に、上方で普遍的権威を否定してやはり「旧き市民社会」を解体する。否、国家を越える普遍的権威の否定なしには下方での権力の集中・系列化もおぼつかないであろう。では、そうして誕生した国際関係は、国家と社会にどのような諸問題をもたらしただのか。以下の§6. であらためてそれについて考察することにしよう。(未完)

追記：本研究「ステイトとネイション」にあつては、幾度となく石坂昭雄教授の豊富な学識に基づく助言をいただいた。無論、本研究に幾多あるであろう誤りは筆者が負うべきであるが、それらの助言なしには本研究はありえなかった。深く感謝したい。

#### 参考文献

##### <外国語文献>

- Arrow, K. J. (1951), *Social Choice and Individual Values*, J. Wiley & Sons, New York,  
(長名寛明訳, 社会選択と個人評価, 日本経済新聞社, 1977年).
- Ayton, A. (1995), with J. L. Price, *The Medieval Military Revolution*, I. B. Tauris Publishers, London.
- Bonney, R. (1995), *Economic Systems and State Finance*, Oxford University Press, New York.
- Braudel, F. (1979), *Civilisation matérielle, Économie et Capitalisme, XVe-XVIIIe siècle, tom 2, Les jeux de l'échange*, Armand Colin, Paris (山本淳一訳, 物質文明・経済・資本主義: 15—18世紀 II—1, 2, 交換のはたらき, みすず書房, 1986—1988年).
- Durkheim, E. (1969 [1950]), *Leçons de Sociologie*, Presses universitaires de France, Paris (宮島喬・川喜多喬訳, 社会学講義, みすず書房, 1974年).
- Hall, B. S. (1997), *Weapons and Warfare in Renaissance Europe*, Johns Hopkins University Press, London.
- Hegel, G. W. F. (1955 [1821]), *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Felix Meiner Verlag, Hamburg, (藤野渉・赤澤正敏訳, 法の哲学, 「世界の名著 35 ヘーゲル」所収, 中央公論社, 1967年).
- Howard, M. (1976), *War in European History*, Oxford University Press, (奥村房夫・奥村大作訳, ヨーロッパ史と戦争, 学陽書房, 1981年).
- Locke, J. (1960 [1690]), *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, Cambridge, (宮島透訳, 統治論, 「世界の名著 27 ロック, ヒューム」所収, 中央公論社, 1980年).
- Maitland, F. W. (1950 [1908]), *The Constitutional History of England*, Cambridge University Press, Cambridge, (小山貞夫訳, イングランド憲法史, 創文社, 1981年).
- Olivier-Martin, Fr. (1951 [1948]), *Historie du Droit Français des Origines à la Révolution*, Domat Montcherestien, Paris, (埴浩訳, フランス法制史概説, 創文社, 1986年).
- Parker, G. (1988), *The Military Revolution: Military Innovation and the Rise of the West, 1500—1800*, Cambridge University Press, Cambridge, (大久保桂子訳, 長篠合戦の世界史—ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500—1800年, 同文館, 1995年).
- Sen, A. K. (1970), *Collective Choice and Social Welfare*, Holden-Day, San Francisco.
- Tocqueville, Alexis de, (1975), *L'Ancien Régime et la Révolution*, Gallimard, Paris, (小山勉訳, 旧体制と大革命, ちくま学芸文庫, 筑摩書房, 1998年).

##### <邦語文献>

- 石坂昭雄 (1960), 租税制度の変革, 『西洋経済史講座Ⅳ 封建制から資本主義への移行 二』(大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編), 岩波書店.

1999.1

ステイトとネーション 佐々木

141 (347)

隅田哲司 (1971), 『イギリス財政史研究』, ミネルヴァ  
書房

同上 (1966 [1958]), 政治, 『丸山眞男集 第7巻』, 岩  
波書店

丸山眞男 (1996 [1957]), 思想と政治, 『丸山眞男集  
第7巻』, 岩波書店

村上淳一 (1979), 『近代法の形成』, 岩波書店